

令和2年度 気仙沼市議会基本条例の検証結果について

1 達成度評価について

気仙沼市議会では、平成23年6月定例会に「気仙沼市議会基本条例」を制定する議案を議会改革調査特別委員会から提出し、全会一致で可決して平成23年7月1日から施行しています。

今回、議会基本条例の達成度を議員全員による評価を行いました。方法については、議員全員のアンケート方式により全63項目を5段階で達成度を評価し、回答のあった項目の点数から平均点数を算出しました。

評価の判断基準は、次のとおりとしました。

- 1点 全くできていない・検討していない
- 2点 できていない・検討している
- 3点 一部はできている
- 4点 概ねできている
- 5点 全てできている

なお、同条例の検証は平成29年度に実施しており、今回が2回目となることから、前回の検証結果との比較を通じてこの間の取り組みを検証することも目的にしております。

2 達成度評価の結果から

これまで気仙沼市議会では、基本条例の目的を達成するため、「一問一答方式の導入」「市議会の議決事件を定める条例の制定及び改正」「市議会議員政治倫理条例の制定」「議員定数の削減」「一般会議の開催」「議会報告会の開催」「議案等の議員別賛否の公表」「政務活動費領収書等の公表」「審査における提案者からの意見聴取機会の設定」「委員会における議員間討議の実施」「市民との意見交換会の開催」「常任委員会の再編」「タブレット端末・ペーパーレス会議システムの導入」などの取り組みを進めてきました。

今回の達成度評価結果では、前回と比較し63項目中39項目において平均点が高くなっており、これまでの取り組みが反映され、全体的には評価が高くなっている傾向となりました。

一方で63項目中18項目においては前回より評価が低くなっており、また、条項ごとに設定している評価項目で見た場合では2点から4点までの間で評価が分かれている条項も見受けられ、さらに今回の調査でも3点未満となった「議会図書室の充実」などの項目があることから、それらの項目については達成度を高める取り組みが求められる結果となりました。

今後とも議会基本条例第20条の規定に基づき、定期的に条例の目的達成度を評価・検証していくこととします。

3 達成度評価結果の概要について

今回（R2）

前回（H29）

(1) 総合評価点数（全評価項目の平均点数）

3.66点

3.57点

(2) 議員別の総合評価点数

①総合評価点数

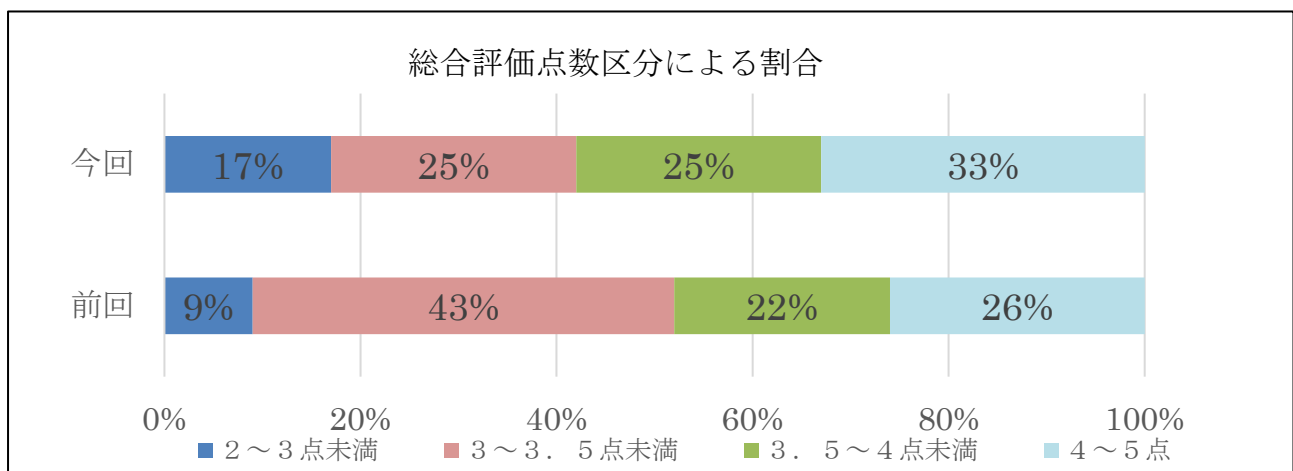
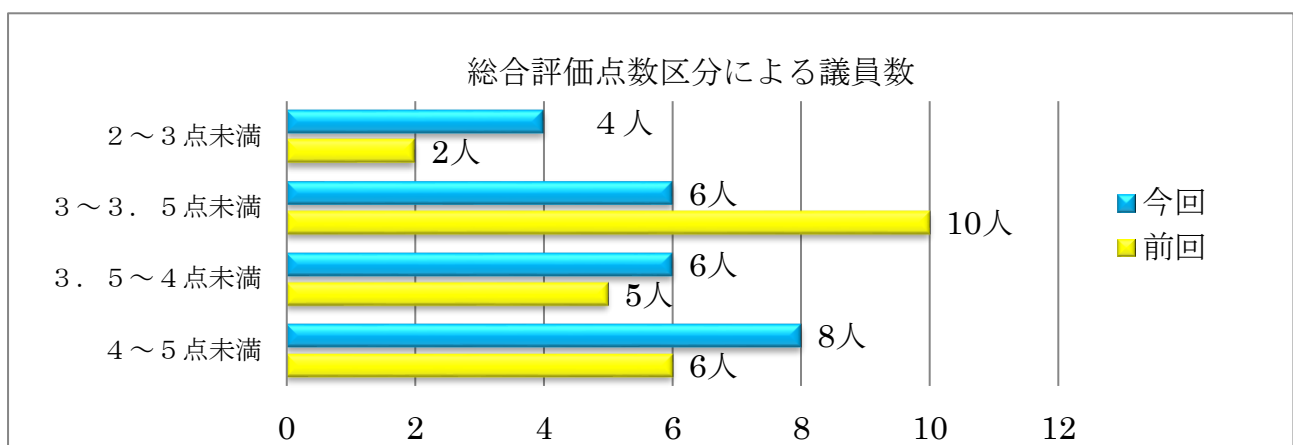
最低 2.76点

2.67点

最高 4.27点

4.81点

②総合評価点数の分布状況

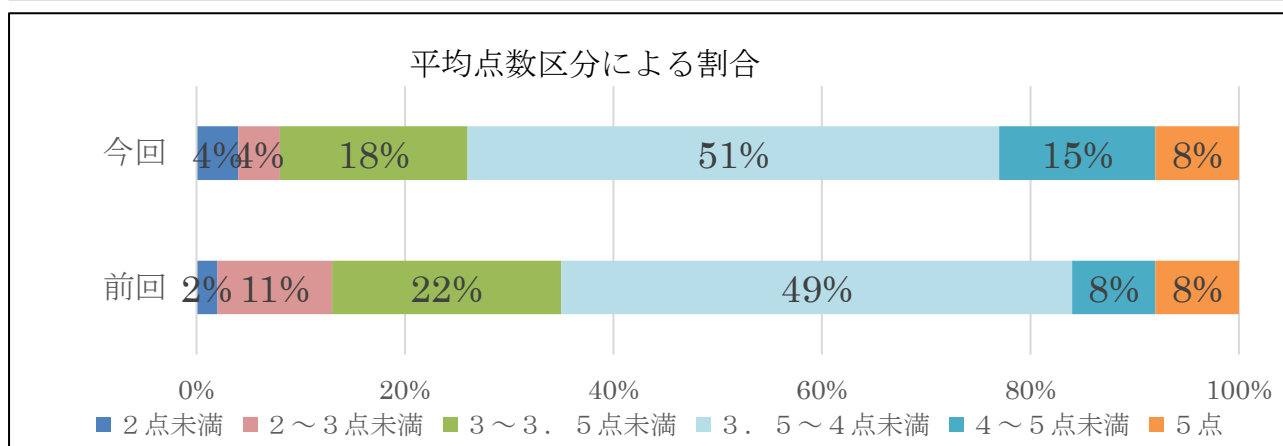
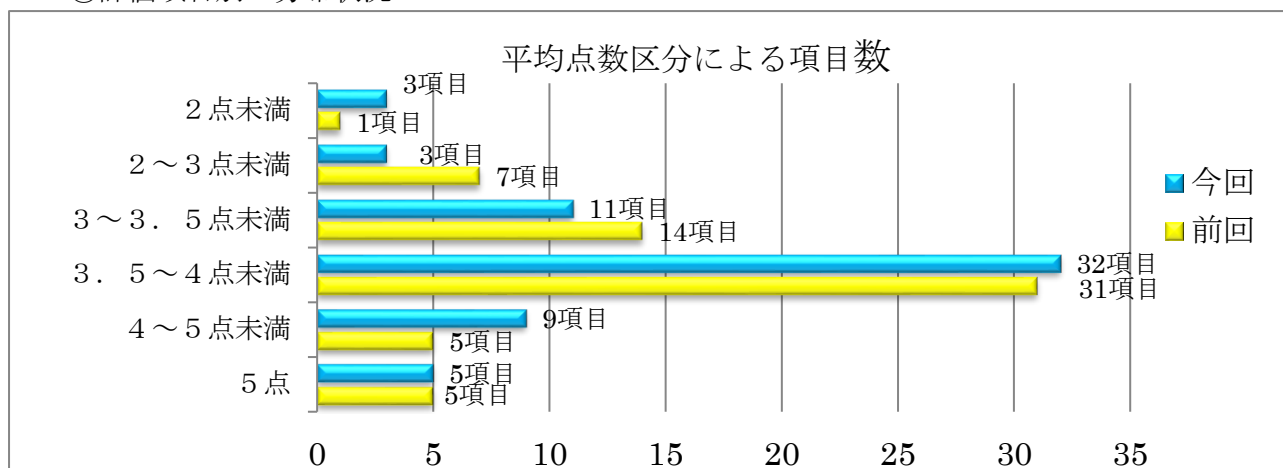


※ 総合評価点数の分布では、最も多いのが4～5点未満で8人（約33%）、次に多いのが3.5～4点未満と3.0～3.5点未満で各6人（各25%）となっており、全議員24人中20人（約83%）が3点以上の評価となっている。

前回との比較では、3～3.5点の割合が1人（約2%）、4～5点の割合が2人（約7%）、増えているものの、2～3点未満の割合も2人（約8%）増えている。

全体の傾向としては、全項目の平均点数が前回3.57点、今回3.66点であることから評価点数の向上が見受けられる結果となった。

③評価項目別の分布状況



※ 評価項目別の分布では、最も多いのが3.5～4点未満で32項目（約51%）、次に多いのが3～3.5点未満で11項目（約18%）となっており、全63項目中57項目（92%）が3点以上の評価となっている。

前回との比較では、前は63項目中55項（87%）が3点以上であったことから、全体の傾向としては評価点数の向上が見受けられる結果となった。

(3) 評価項目別の平均点数

※全評価項目については別紙「達成度評価結果一覧表」を参照

今回 前回

【2点未満の評価項目】（3項目）

第17条（議会図書室）

「議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理し、運営しているか」

平均 1.96点 2.27点

「議会図書室の図書の充実に努めているか」

平均 1.91点 2.09点

「議会図書室を一般の利用に供しているか」

平均 1.48点 1.77点

【2～3点未満の評価項目】（3項目）

第5条（市民と議会との関係）

「学識経験者等による専門的調査の活用をしているか」

平均 2.67点 2.83点

「公聴会制度を十分に活用しているか」

平均 2.54点 2.70点

「審査、諮問又は調査のため附属機関を設置しているか」

平均 2.68点 3.04点

【3～3. 5点未満の評価項目】（11項目のうち主なもの）

第2条（議会の活動原則）

「議会の活動への市民参加を進めているか」 平均 3.42点 3.09点

第4条（会派）

「議会運営等に関し、会派間、会派に属さない議員との調整を行っているか」
平均 3.43点 3.68点

第5条（市民と議会との関係）

「市民が議会の活動に参加できるような措置を講じているか」 平均 3.39点 3.23点

第6条（市長等と議会の関係）

「市長その他の説明員の出席要求を必要最小限にとどめているか」
平均 3.26点 3.55点

第11条（議員研修の強化）

「議員の政策立案能力の向上を図る議員研修の強化に努めているか」
平均 3.00点 3.09点

【3. 5～4点未満の評価項目】（32項目のうち主なもの）

第1条（目的）

「議会基本条例の目的を果たしているか」 平均 3.83点 3.50点

第2条（議会の活動原則）

「多様な意見の把握に努め、政策立案及び政策提言に反映させているか」
平均 3.50点 3.17点

第3条（議員の活動原則）

「議員間の自由かつつな討議を行っているか」 平均 3.96点 2.70点

第5条（市民と議会との関係）

「議会の会議は、原則として公開しているか」 平均 3.88点 4.35点

「議会報告会を年1回以上開催しているか」 平均 3.79点 5.00点

第7条（監視及び評価）

「立案及び執行における論点及び争点を明確にしているか」 平均 3.54点 3.52点

「執行後における政策評価に資する審議に努めているか」 平均 3.54点 3.52点

第9条（討議による合意形成）

「必要に応じ議員相互の自由な討議を中心に運営しているか」 平均 3.83点 2.91点

第10条（議会広報及び広聴の充実）

「市民の意見、要望を取り上げる広聴活動に努めているか」 平均 3.57点 3.35点

第14条（委員会の活動）

「市民との情報交換、意見交換する懇談会等を設けているか」 平均 3.54点 3.00点

第18条（議会事務局）

「議会事務局の調査及び法制機能の充実を図っているか」 平均 3.63点 3.61点

【4～5点未満の評価項目】（9項目のうち主なもの）

第5条（市民と議会との関係）

「議会の活動に関する情報公開を徹底しているか」 平均 4.13点 3.87点

第10条（議会広報及び広聴の充実）

「市政，議会の情報について，多様な広報手段により市民周知に努めているか」
平均 4.00点 3.83点

第13条（政務活動費）

「政務活動費の透明性確保のため，活動状況，収支を市民に報告しているか」
平均 4.33点 4.33点

第19条（最高規範性）

「条例，規則，規程の制定に当たって基本条例との整合を図っているか」
平均 4.17点 3.96点

【5点の評価項目】（5項目）

第5条（市民と議会との関係）

「請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けているか」 平均 5.00点 5.00点

「審査においては，提案者の意見を聴く機会を設けているか」 平均 5.00点 3.83点

「議案に対する各議員の態度を議会広報等により公表しているか」
平均 5.00点 5.00点

第6条（市長等と議会の関係）

「広く市政上の論点及び争点を明確にするため一問一答方式を行っているか」
平均 5.00点 5.00点

第8条（法第96条第2項の議決事件）

「市政の重要な計画等について議会の議決事件を条例で定めているか」
平均 5.00点 5.00点